

## 軽米町イメージキャラクターの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、軽米町イメージキャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及びデザイン)

第2条 キャラクターの名称及びデザインは、別紙のとおりとする。

(著作権等)

第3条 キャラクターに関する著作権その他の一切の権利は、町に帰属する。

(使用申請)

第4条 キャラクターを使用しようとするものは、あらかじめ軽米町イメージキャラクター使用承認申請書（様式第1号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 町が業務の目的で使用するとき。

(2) 町内の学校等が教育の目的で使用するとき。

(使用の承認)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容について審査し、適当と認める場合は、軽米町イメージキャラクター使用（変更）承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、町長は、必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第6条 町長は、第3条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとする。

(1) 町の信用又は品位を損なうおそれがあるとき。

(2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。

(3) 特定の個人、団体又は政党及び宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。

(4) キャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。

(5) その他町長がキャラクターの使用について、不適切であると認めるとき。

2 前項の規定によりキャラクターの使用を承認しないときは、軽米町イメージキャラクター使用（変更）不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第7条 第4条の規定により、キャラクターの使用承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 商標法（昭和34年法律第127号）第5条の規定による商標登録出願を行うことはできないこと。
- （2） 承認された内容により使用し、町長が付した条件に従うこと。
- （3） 定められた色、形等を正しく使用すること。
- （4） 軽米町のイメージキャラクターであることを明記すること。
- （5） キャラクターを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- （6） 承認に係る物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。
- （7） キャラクターの使用に係る承認期間を遵守すること。ただし、更新することを妨げない。

（承認内容の変更申請）

第8条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、軽米町イメージキャラクター使用変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、速やかに変更内容を審査し、その結果について軽米町イメージキャラクター使用（変更）承認通知書（様式第2号）又は軽米町イメージキャラクター使用（変更）不承認通知書（様式第3号）により使用者に通知するものとする。

（使用承認の取消し等）

第9条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

- （1） この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

2 町長は、前項の規定による承認の取消しを行った場合は、軽米町イメージキャラクター使用承認取消通知書（様式第5号）により使用者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により承認を取り消されたものに対して、使用物件の回収を求めることができる。この場合において、使用物件の回収等、使用承認の取消しに伴い発生する費用の一切は、承認を取り消されたものが負担するものとする。

4 町長は、使用者等にキャラクターの使用状況について報告させ、又は調査することができる。

（損害賠償）

第10条 使用者が故意又は過失により町に損害を与えたときは、町は、その賠償を請求することができる。

（その他）

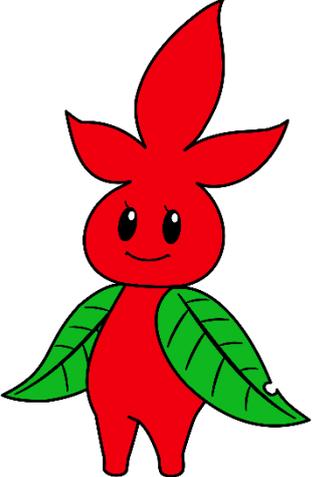
第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この告示は、令和4年1月25日から施行する。

2 軽米町ホームページイメージキャラクターの使用に関する要綱（平成10年輕米町告示第4号）は、廃止する。

別紙（第2条関係）

名称	デザイン
ヒエポン	
かるるん	
さるなっし～	